

総務常任委員会

令和元年12月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	小城 世督
嶋田 善行	井上 卓也	横田 敏文
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	上山 泰史
税 務 課 長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	黒崎 益範	監 査 委 員 書 記	角井 幸司
教委総務課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
同 課 長 補 佐	田中 弘二	生涯学習課長	栗本 公生
同 参 事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大塚 美季

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 横田委員、伴委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、横田委員、伴委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件はお手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 真弓税務課長。

税務課長

それでは議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（議案書朗読）

税務課長

それでは、本条例の内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をお願いいたします。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、この要旨をもって説明にかえさせていただきますので、あらかじめご了承くださいますようよろしくお願い申し上げます。

本条例につきましては、督促手数料に郵送料相当額等を適正に反映させるため、関係する条例において所要の改正を行うものでございます。

それでは、1. 主な改正内容についてでございます。はじめに、（1）斑鳩

町町税条例の一部改正（第1条関係）であります。現行督促手数料50円を100円とするものでございます。次に、（2）斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部改正（第2条関係）、（3）斑鳩町介護保険条例の一部改正（第3条関係）、（4）斑鳩町道路占用料に関する条例の一部改正（第4条関係）につきましても、現行督促手数料50円ないし20円を100円に改正するものでございます。次に、2. 施行期日等についてでございます。令和2年4月1日から施行し、その前日までに発した督促状に係る督促手数料につきましては、なお従前の例によることとしております。なお、本条例につきましても、ご議決をいただきましたならば、広報及びホームページにより周知を図っていくこととしております。

以上、議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきで開催されました建設水道常任委員会および厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 昨日もちょっと言いましてんけれども、これ、実費で換算すると156円でしたか、100円にするということなんですけれども、1回目の督促は100円か200円でもいいんやないかなと思うんですけども、2回目千円、3回目2千円とかね、だんだん段階的に上げていって、とにかく払っていただくという形をとっていかれてはどうですかね。

委員長 面卷総務部長。

総務部長 ただいまの嶋田委員のご意見なんですけども、やはり払っていただきたい、ただ、払っていただくのは納期までに払っていただきたいというのが本来でございまして、そういった中で、可能な限り納期内に収めていただくような施策を取ってまいりたい、それが第一でございます。また、先ほど嶋田委員のご意見もあつたんですけれども、段階的に上げていけばいいのではないかというこ

となんですけども、これにつきましては事務手続き上もいろいろ煩雑になってまいりますので、とりあえず納期内に払っていただくような形で収納事務を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

嶋田委員 わかりました。それとですね、この4番目の道路占用料に対して20円というのは、これは今まで20円だったんですね。これはなんでですか、ほかは50円やったのに。

総務部長 これがなんで20円だったのかということなんですけども、いわゆる電柱等の占用料でございまして、企業さん、大手の関電であったり、NTTさんでございまして、そういったものでありまして、いわゆる督促というのがあまり生じなかったんで、これまで改定を要するということがなかったものでございますから、20円とこれまでしてきたところでございます。

ただ、他の部分、改定をさせていただきますので、この際100円に合わせさせていただきますところでございます。以上です。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 督促そのものについてちょっと教えていただければと思います。実際のところ50円というのは、郵送料相当分と、これはがきでやってはるわけですか。プライバシーとか、そういうことを考えていったら50円というのは、これ封書で50円、ちょっとそっから教えとくんははれ。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 この50円に設定したのが、実は昭和51年でございまして、当時の封筒の郵送料が50円でございました。その関係で50円ということで、以後変えてきていないということでございます。これにつきましては、全体の使用料、手数料を見る中で、何度か検討をした経緯はございますけれども、今回改定することになったということで、大きく、今の郵送料84円と比べますとかい離は

しているところでございます。

伴委員 なるほど。ずっと置いてあったと、それでこういう形。ということは、数はそんなに大きな、数量といいますか、督促自体1年間で、何人の方に、1人の方に何回もということもあるかもわかりませんが、延べで何回ぐらい、(1)の町税条例だけでも、総務ですので、わかれば教えていただきたいと思います。

税務課長 1年間の督促状の送付件数でお答えさせていただきます。平成30年度でございますと、1年間で4,839件送付しております。それぞれの税目、町県民税、固定資産税、軽自動車税、1から4期ございますので、軽自動車税は1期だけですけれども、それぞれの期で送っておりますので4,839件です。

伴委員 びっくりする数ですわ。思っていた数とちがいますな。昭和51年からそのままになって、これ民間やったらえらいことですわ、はっきり言うて。このまま置いて、ずっとこのまましてましてんと、この数である、この(2)(3)(4)もあるわけですから、(1)だけでこういう数になっておったと。これ、現時点の話としたら、今後すみやかに、改正するものは改正していただくことが大事じゃないかなとそれを申し入れさせていただきます。結構です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第60号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第６１号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。それでは、議案第６１号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、議案書末尾、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、令和元年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

改正内容についてであります。 （１）期末手当の支給月数の改定といたしまして、期末手当について、平成３１年４月１日に遡り支給月数を０．０５月分引き上げるもので、令和元年度においては、１２月期を１．６７５月から１．７２５月へ、また、令和２年度以降においては、６月期と１２月期で支給月数を１．７０月に均等配分することとし、年間支給月数を３．３５月から３．４０月とするものでございます。次に２．施行期日等についてであります。公布の日から施行することとし、平成３１年４月１日に遡って適用するものでございます。

以上、議案第６１号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 ございませんか。

(な し)

委員長 すみません、町長と副町長の金額を教えてくださいか。

総務課長 本改定におけます町長、副町長の影響額についてでございますが、町長におきましては年間57,260円、副町長におきましては47,950円の、それぞれ増となります。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第61号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第62号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましても議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。議案書末尾、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、先の議案第61号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数については、先議案第61号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うもので、期末手当について平成31年4月1日に遡り支給月数を0.05月分引き上げるもので、令和元年度においては、12月期を1.675月から1.725月へ、また令和2年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.70月に均等配分することとし、年間支給月数を3.35月から3.40月にするものであります。

また、施行期日等について、公布の日から施行することとし、平成31年4月1日に遡って適用するものでございます。

以上、議案第62号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましても説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

こちらについても、影響額を教えてくださいませんか。

総務課長

教育長の影響額でございますが、年間通じての影響額が41,860円となりますが、今年度におきましては現教育長の任期が7月1日からとなっておりますので、期間率の関係がございまして、本年度は33,488円となります。

委員長

他、よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第62号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第63号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、議案第63号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましても議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、令和元年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものであります。改正内容についてであります。 (1) 給料月額改定といたしまして、平成31年4月1日にさかのぼり、若年層を中心に給料月額を平均0.1%引き上げるものであります。次に(2) 勤勉手当の支給月数の改定といたしまして、再任用職員以外の職員の勤勉手当について、平成31年4月1日に遡り支給月数を0.05月分引き上げるもので、令和元年度においては12月期を0.925月から0.975月へ、また令和2年度以降においては、6月期と12月期で支給

月数を0.95月に均等配分することとし、年間支給月数を1.85月から1.90月とするものであります。次に(3)住居手当の改定といたしまして、はじめに①借家等に係る住居手当の額の改定についてであります。借家等に係る住居手当の支給対象となる家賃の下限額を12,000円から16,000円に4,000円引き上げるとともに、手当額の上限を27,000円から28,000円に1,000円引き上げるものであります。

なお、本改定の施行期日は、令和2年4月1日とし、本改定により手当額が月額2千円を超える減額となる職員については、令和2年4月1日から1年間、減額となる額を月額2千円とする経過措置を講じることといたします。

次に、②自宅に係る住居手当の廃止についてであります。現在、自宅に係る住居手当として取得から5年以内の場合、月額2,500円、5年超の場合、月額千円を支給しておりますが、国家公務員の住居手当の支給要件に準じ、自宅に係る住居手当の支給を令和2年4月1日から廃止するものでございます。

以上、議案第63号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 横田委員。

横田委員 給料表を見ますとですね、号給が125号までありますけど、業務の遂行度、業績、能力を評価して、賃金や昇進等の人事施策を反映する人事評価制度について2016年度より導入されていますが、どのような運用をされているのかお聞きいたします。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 本町における人事評価制度の活用のご質問でございますが、現在、斑鳩町におきましては、人事評価、結果につきまして、昇格等の基礎資料として活用しておりますが、直接的に昇給や勤勉手当の額等への反映はいたしておりません。しかしながら国を通じて県からは早期に勤勉手当の額等へ反映を行うように求められている状況でございますことから、今後、近隣等の市町村の状

況等も踏まえながら、公平かつ適切な制度の構築を図ってまいりたいと考えているところでございます。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 要旨の（３）ですねんけど、住居手当の改定で２千円を超える減額となるというのは、これ、そんなことはあり得るんですか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 家賃額が２７，０００円以下の場合が２千円の減額となるラインとなっておりますが、現行、住居手当を支給している職員で、２千円を超えるこの減額となる対象の職員いませんが、今後もしそういう者が出てきた場合におきまして、この経過措置を設けているということで、この経過措置については国の内容に準じているということでございます。

委員長 他にございませんか。

（ な し ）

委員長 そしたら私のほうも影響額と、対象の職員さんの人数も知りたいんですけど。 仲村総務課長。

総務課長 まず０．１パーセントの給与月額の上上げによる改定と０．０５月分の勤勉手当の支給月数の引き上げによる影響額として、全会計合計で約５５０万円の増となります。また、住居手当の改定に関しまして、これは令和２年４月１日からの施行となり、見込み額となりますが、借家に係る住居手当の改定で年間約２０万円の減、自宅に係る住居手当の廃止で年間約１００万円の減を見込んでおります。現在、借家に係る住居手当の支給対象者数は２９人で、自宅に係る住居手当の支給対象者数は５９人となっております。

委員長 あと、組合の方とも話をされていると思うんですけど、きちっと合意は得られてるのでしょうか。

総務課長 町職員労働組合の協議の結果3度にわたり協議を行いまして、今回の条例改正で上程をしております内容に関しましては合意をしておる状況でございます

委員長 他にございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第63号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（5）議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書9ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第14款 使用料及び手数料、第2項 手数料では、第2目 衛生手数料の第2節 ごみ処理手数料で、事業系の可燃ごみを中心に発生量が増加し、ごみ処理量が当初見積りを上回ることから、87万6千円の増額をお願いするものであります。次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、幼児教育・保育の無償化において、保育の必要性がある利用者が、認可外保育所等を利用される場合、無償化の対象となり、本町が支払う施設等利用給付費に対し負担金が交付されることから、44万4千円の増額と、第2節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費及び障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて2,450万円の増額をお願いするものであります。第2目 教育費国庫負担金では、第1節 私立学校振興費負担金で、私立幼稚園の保育料等無償化補助金が現計予算見込みを上回ることから、その負担金として、90万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、国において、本年度中の公務員のマイナンバーカード一斉取得が推進されるなど、今後、カードの申請・交付の増加が見込まれることから、その交付事務費の補助金として、35万1千円の増額をお願いするものであります。

第2目 民生費国庫補助金では、第2節 障害福祉費補助金で、障害者の移動支援事業費及び日中一時支援事業費が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金122万2千円の増額と、第3節 社会福祉費補助金で、年金生活者支援給付金の円滑な支給のために必要な国民年金システムの改修費用に対し、補助金が交付されることから、42万9千円の増額をお願いするものであります。10ページをお開きいただけますでしょうか。第3目 衛生費国庫補助金では、第3節 母子衛生費補助金で、社会保障・税番号制度における母子保健情報連携のために必要な健康管理システムの改修費用に対し、補助金が交付されることから、79万4千円の増額をお願いするものであります。第6目 教育費国庫補助金では、西公民館西側のブロック塀が建築基準法の現行基準に適合していないことが判明し、その改修工事費用に補助金が交付されることから、41万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金と第3目 教育費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、子育てのた

めの施設等利用給付交付金のほか3つの負担金をあわせまして、1,292万2千円の増額をお願いするものであります。11ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第3節 障害福祉費補助金で、福祉医療費助成に係る県補助金において、補助対象分の決算見込みにより、心身障害者医療費補助金150万円と精神障害者医療費補助金100万円の増額、地域生活支援事業費補助金で、国庫補助金と同様の理由により61万円の増額をお願いするものであります。

次に、第17款 財産収入、第2項 財産売払収入では、第1目 不動産売払収入の第1節 土地売払収入で、龍田南5丁目地内の町有地を購入希望者に売却したことから、1,810万円の増額をお願いするものであります。

次に、第18款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、ふるさと納税の申込が当初予算額を上回る見込みであることから、第1節 教育費寄附金435万円、第2節 福祉費寄附金295万円、第3節 都市計画費寄附金70万円のあわせて800万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入に関わる内容であります。12ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、本年の人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。主な歳出の内容につきまして、ご説明いたします。はじめに、第1款 議会費では、人件費の補正をお願いしております。次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、人件費の補正と臨時職員の増員に伴い、第3節 職員手当等で、特殊勤務手当4万5千円の増額、13ページにお移りいただきまして、第4節 共済費で、社会保険料等7万3千円の増額、第7節 賃金で、610万円の増額をお願いするものであります。第3目 財政管理費では、歳入で申しあげたふるさと納税額の増に伴い、第8節 報償費で、お礼にかかる費用320万円の増額、また、募集及び寄附金納付にかかる事務費として、第12節 役務費で20万円、第14節 使用料及び手数料で、24万円の増額をそれぞれお願いするものであります。第6目 企画費では、第13節 委託料で、社会保障・税番号制度における情報連携対応のためのシステム改修業務委託料で、70万4千円の増額をお願いするものであります。次に、14ページにかけての第2項 徴税费では、人件費の補正をお願いしております。

次に、14ページをお開きいただきまして、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、人件費の補正と、歳入で申しあげたとおり、マイナンバーカードの申請・交付の増加が見込まれることから、交付事務に要する費用として、第11節 需用費で、消耗品費6万9千円の増額、第12節 役務費で、通信運搬費28万2千円の増額をお願いするものであります。15ページにお移りいただきまして、第6項 監査委員費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、16ページにかけての第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、16ページの第25節 積立金で、歳入で申しあげた福祉費寄附金のうち福祉基金への積立てを希望される寄附金の積立金120万円の増額と、第28節 繰出金で、人件費の補正に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金776万8千円の減額をお願いするものであります。第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正と、第13節 委託料で、歳入で申しあげた国民年金システム改修業務委託料42万9千円の増額をお願いするものであります。第5目 医療対策費では、各種福祉医療費助成が当初見積りを上回ることから、第20節 扶助費で、あわせて510万円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、歳入で申しあげた障害者における移動支援事業費及び日中一時支援事業費が当初見積りを上回ることから、第13節 委託料で、あわせて394万5千円の増額、また、介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、第20節 扶助費で、あわせて4,900万円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の補正と、保険料の口座振替依頼方式の変更及び社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修に伴う繰出金として、あわせて75万円の増額をお願いするものであります。

第11目 後期高齢者医療費では、第19節 負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療における平成30年度の給付費負担金の精算に伴い、1,262万3千円の増額、第28節 繰出金で、後期高齢者医療特別会計における保険料の口座振替依頼方式の変更のためのシステム改修に伴う繰出金18万2千円の増額をお願いするものであります。17ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、人件費の補正と、

第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた新たに無償化の対象となる認可外保育所等の保育料無償化補助金88万8千円の増額、また、次世代育成の充実にいただいた福祉費寄附金160万円の財源振替をお願いするものであります。第2目 保育園費では、人件費の補正をお願いしております。

18ページをお開きいただきまして、第4目 学童保育運営費では、第4節 共済費で、学童保育の放課後児童支援員の社会保険料が当初見積りを上回ることから、社会保険料等35万5千円の増額、第15節 工事請負費の西学童保育室新設工事において、災害復興や東京オリンピック等の建設需要の拡大により、人件費や資材費等が高騰し、工事費用が当初見積りを上回ることから、1,420万円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、人件費の補正をお願いしております。第3目 母子衛生費では、第13節 委託料で、歳入で申しあげた母子保健情報連携に伴う健康管理システムの改修業務委託料141万9千円の増額をお願いするものであります。第4目 健康増進事業費では、健康づくりの推進にいただいた福祉費寄附金15万円の財源振替をお願いしております。19ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 清掃費では、第1目 清掃総務費で、人件費の補正をお願いしております。第2目 塵芥処理費では、人件費の補正と、歳入で申しあげたとおり、ごみ処理量が当初見積りを上回ることから、第13節 委託料で、ごみ処理業務等委託料688万3千円の増額、第19節 負担金補助及び交付金で、伊賀市環境保全負担金33万円の増額をお願いするものであります。20ページにかけましての第3目 し尿処理費では、人件費の補正と、20ページの第13節 委託料で、し尿処理における脱水汚泥の発生量が当初見積りを上回ることから、脱水汚泥処理業務委託料214万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第5款 農林水産業費と、21ページにお移りいただきまして、第6款 商工費では、それぞれの目において、人件費の補正をお願いしております。

次に、第7款 土木費、第1項 土木管理費では、22ページにかけての第1目 土木総務費で、人件費の補正をお願いしております。次に、22ページをお開きいただきまして、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で、人件費の補正をお願いしております。第2目 下水道費では、第19節 負担金補助及び交付金で、下水道事業会計における人件費の補正に伴う補助金5

63万8千円の増額をお願いするものであります。第7目 景観保全対策事業費では、自然環境の保全と活用等にいただいた都市計画費寄附金70万円の財源振替をお願いしております。

23ページにお移りいただけますでしょうか。第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、人件費の補正をお願いしております。第3目 私立学校振興費では、第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた私立幼稚園の保育料等無償化補助金が現計予算見込みを上回ることから、180万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 小学校費、第1目 学校管理費では、人件費の補正をお願いしております。第2目 教育振興費では、臨時講師の配置状況等による増員等に伴い、第7節 賃金で、臨時講師賃金772万4千円の増額をお願いするものであります。24ページをお開きいただけますでしょうか。第3項 中学校費、第2目 教育振興費では、小学校費と同様の理由により、第4節 共済費で、社会保険料等55万円の増額、第7節 賃金で、臨時講師賃金421万9千円の増額をお願いするものであります。次に、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、人件費の補正と、第7節 賃金で、小学校費と同様の理由により、臨時講師賃金259万6千円の増額をお願いするものであります。

25ページにお移りいただけますでしょうか。第5項 社会教育費では、第1目 社会教育総務費で、人件費の補正と、社会教育指導員の人事異動等により、第1節 報酬で、社会教育指導員報酬151万4千円の減額、第4節 共済費で、社会保険料等20万1千円の減額をお願いするものであります。第2目 公民館費では、臨時職員の人事異動等により、第4節 共済費で、社会保険料等36万4千円の増額、第7節 賃金で、臨時職員賃金136万7千円の増額、また、第15節 工事請負費で、歳入で申しあげた西公民館のブロック塀改修工事82万5千円の増額をお願いするものであります。第4目 文化財保存費では、第25節 積立金で、歳入で申しあげた教育費寄附金のうち「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への積立てを希望される寄附金の積立金400万円の増額、また、埋蔵文化財の発掘調査等への活用を希望される寄附金35万円の財源振替をお願いするものであります。第5目 図書館管理運営費と、26ページにかけての第6目 文化財活用センター管理運営費では、人件費の補正をお願いしております。次に、26ページをお開きいただきまして、

第6項 保健体育費では、第1目 保健体育総務費で、人件費の補正と、第19節 負担金補助及び交付金で、本町が東京2020オリンピックの聖火リレールートに選定されたことから、その運営負担金31万9千円の増額をお願いするものであります。

次に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、1,280万5千円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。本年度会計において事業を完了させることが見込めない事業がありますことから、それぞれ予算措置をお願いするものであります。はじめに、歳出において増額補正を申しあげました、第3款 民生費、第2項 児童福祉費で、学童保育施設新設事業として、4,160万2千円、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で、健康管理システム改修事業として、141万9千円をそれぞれお願いしております。

最後に、第3表 債務負担行為補正についてであります。歳出において増額補正を申しあげました、東京2020オリンピックの聖火リレーが2か年の支出となることから、債務負担行為の追加補正として、令和2年度分の運営負担金161万2千円の予算措置をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長 以上で、議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきで開催されました建設水道常任委員会および厚生常任委員会において、その所管に関する内容については説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 12ページの、総務、一般管理費で、特殊勤務手当というのがあるんですけども、これはどういうことなんですか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 現在、環境対策課のほうで臨時職員1名配置しておるんですけども、こちらで死体処理ということで、犬、猫などの死体処理ですね、それについての業務に携わった時の特殊勤務手当が見込みを上回ったということについての補正ということでございます。

嶋田委員 それが総務のあれに入っているわけなんですか。

総務課長 こちらについては、総務課で主に雇用事務をしているということで、その臨時職員にかかるものとして一般管理費に含めているということでございます。

嶋田委員 それと20ページの脱水汚泥処理業務委託料、結局件数が増えたから、これ委託料が増えたということなんですか。これは所管外のことなんでわかる範囲でお答えいただいたら結構かと思うんですが、副町長どうですやろ。

委員長 乾副町長。

副町長 当初見込んでおりました処理量が実際に処理を行いますと増える見込みであるということで今回補正予算を追加させていただいたということでございます。

嶋田委員 この汚泥処理、普通そんなに増えたり減ったりするもんやなしに、たいがいは想定内で収まるんじゃないかなと思うんですけども、これもう所管外のことなんで詳しくは追及はしませんけども、そこらへんわかったらお願いします。

副町長 昨年度までは鳩水園の場内で汚泥を脱水して焼却処理をしておりました。それを今回、脱水汚泥を業者に委託して、焼却処理を鳩水園で行わずに脱水処理を業者に処理をしてもらうということで、去年改造いたしまして、今回初めて

その処理を行いましたんで、当初見込んでおりました量と1年目でしたんで、はっきり量がわかりませんでしたんで、今回、見込みで予算組んでおりましたけども、実際に処理をすると増えたというか、見込んでおった量よりも多かったということでございまして、今年1年目ということで、次年度以降は今年の実績にもとづいて予算は計上させていただきたいと思っておりますので、今回1年目ということでわからなかったということでご理解いただきたいと思います。

嶋田委員 わかりました、再度確認します。業者が変わったさかいに、委託料が変わった、そういうことではないんですね。

副町長 業者が変わったというよりも、今まで焼却処理をやっていたのを業者委託に切り替えたということでございます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 13ページのちょうど真ん中ぐらいの、ふるさと納税のお礼増というやつだけで320万と、これもちょっと私勉強させてほしいんですが、ふるさと納税というのはお礼は100パーセントしたら、またお礼は要らんよというような方とか、そういうのはもうシステムで、なんかこうお礼、お礼っていう形でなんかこうマスコミ等なんかもなってますねけど、基本にお礼せなあかんもんなんか、そっからちょっと教えとくんははれ。

委員長 福居財政課長。

財政課長 現在の斑鳩町の寄附に対するお礼としましては、ふるさと納税受付ポータルサイトで申し込みしますと、寄附は選べるようにはなっているんですけども、辞退される方も中にはおられます。必ずお礼をしなければいけないというシステムではなくて、全国の自治体でそれぞれお礼されておまして、それが人気になって、これまでにふるさと納税の寄附額が膨れ上がっているということがございますので、当町においてもこれに追随するような形で、また町内のお礼の特産品のPRという側面もございまして、それも含めましてお礼の品を

設定しているところでございます。

伴委員 なるほど、辞退される方もおられるということで、それやったら理解できませんわ。わかりました。

次に18ページの一番上の、西学童保育室の新設ですね、工事費があがったということで、結構これ大きな金額、これ細かく教えてほしいんですが、今現在のやつはもう使われないと、または解体ということを考えておられるのか、新しいのを新設して、場所を変えて、まずそこからお願いします。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 現在の斑鳩西学童保育室につきましては、77名の児童が入室をしております。ひとつの保育室が面積要件が足りませんので、斑鳩西幼稚園の空き教室を活用させていただいております。空き教室がときどき園の行事で使えないときがございます。そういったときは保育室で空き教室が使えるようになるのを待っているような状態になりますので、この際、1室増加をさせていただこうということで、今年度予算を編成させていただいたところでございます。

伴委員 今回の回答やったら、今までの建物も使うし、また新しい建物を建てると、こういうような格好のお話やと思いますねんけど、今までの面積と新しいところの面積、床面積というのはどないなってるんでしょうか。

生涯学習課長 現在の斑鳩西学童保育室の床面積は108平米でございますけども、今回建設を予定しておりますのは、135平米程度の建物を、建設を予定しているところです。

伴委員 解体されずに2つで運営されると。この場合どういう形で108平米と135平米両方を、子どもたちの学年とか、そういうので分かれるのか、僕ちょっとよくわかりませんねんけど、こういうような2つを併用して使う場合、どう考えておられるか、ちょっと教えてください。

生涯学習
課長 学童保育の運営につきましては、1人あたり1.65平米以上設けなければならないという規定がございます。その規定に照らし合わせまして、その年度に入室されました児童を学年ごとに振り分けて、その面積以上が保てるように割振りして保育しようというふうに考えておりますので、その年度によりまして、新しいところに1年生がいたり、2年生がいたり、いろいろ複数の学年が行くようにはなるとは思うんですけども、その年度によりまして、その年度の入室児童によりまして、変えていこうというふうに考えております。

伴委員 なんべんもすみません。最後に5ページの繰り越しのところの明許費のこれ4,100万ですか、4,100万ちょっと超える4,160万2千ですか、この金額が総額というような感じで考えてええわけですか。工事費は。

生涯学習
課長 斑鳩西学童保育室新設工事の総事業費ということでご理解をいただけたらと思います。

伴委員 建物の内容というのは、新しいやつと今までのやつと内容の変わりっていいですか、構造とか、そのあたりはどうなんでしょうか。

生涯学習
課長 既存の建物と同じプレハブ造りで考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 そしたらすみません、私の方からも1点。

9ページのところなんですけど、項目で言うところ、個人番号カード交付事業補助金ということで、住民課のところなんで所管とは違うんですけど、お聞きしますと公務員のマイナンバーカード一斉取得ということで全職員さんにもかかわることなんで、内容についてどういうものなのか確認させていただきたいと思います。

仲村総務課長。

総務課長

今年度、国から県を通じて職員本人、それと扶養者のほうの取得状況についての調査がきておりまして、その状況について回答いたしておりますとともに、国におきましては、公務員の取得について推進をされている状況でございますから、その情報を周知をいたしまして、町といたしましてもそういった対応をというところでございます。

委員長

この間、なかなかマイナンバーカードが取得されないということで、国のほうがまず公務員を目標に取得をするようにということで、こういうふうに号令をかけているということで、実際に、公務員の皆さんなかなか断りづらい状況もあると思うんです。取得するかしないかっていうのは個人さんの、本人の判断によりますけども、こういうやり方をしていくと、実態に合わないような形で取得率だけが上がっていくと、言うたら国の実績づくりにされているような形になってしまっていて、委員会は別にして、国のやり方については私は問題あるというふうに思っています。ただ、補正予算については必要なものですので、反対するものではありませんけども、ちょっとやっぱりこの補正予算の中でそのことをひとこと言っとかないと気がすみませんでしたので、発言させていただきました。

他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第66号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、2. 継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事について、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。10月12日から12月1日までの期間、開催しておりました秋季特別展「中宮寺跡を掘る―聖徳太子ゆかりの尼寺の全貌―」についてであります。展示会の開催期間中に1,874名の方にご観覧いただきました。この入館者数は、昨年度と比較しまして532人の減、前年度比としまして約77.9パーセントとなっております。この減少理由につきましては、昨年度が藤ノ木古墳を中心とした県内の古墳を取り扱った人気の高いテーマであったのに対し、今年度は中宮寺跡を中心とした県内の古代寺院の出土瓦の展示を中心とした展示となっております。みなさまの関心の違いによるものと分析しております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事についてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

ここで、継続審査のタイトルについてご相談させていただきたいと思っております。

11月20日の当委員会において、私から、これまで継続審査案件を「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事について」というタイトルで審査してきましたが、史跡の活用や、発掘以外に古文書の調査等も取り扱っていますので、タイトルについて改めていきたいという考えを示させていただき、12月の当委員会で改めてタイトル案を提案していきたいということで、各委員に了解をいただいております。このことについて、生涯学習課とも協議を行い、「斑鳩町における文化財の調査、保存および活用に関する

ことについて」としてはいかがかと考えております。

委員みなさん、ご意見等があれば、お受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 やっぱり「発掘」というのは必要と違うのかな。これからもうぜんぜん発掘せえへんのかっていったらそうではなしに、調査というのは発掘も含めてやから、「発掘」というのは必要ではないかなと思いますけどね。

委員長 横田委員。

横田委員 その「文化財の調査」というのは「発掘」が入っているじゃないんですか。

委員長 入っているということ。

横田委員 そういう理解でいいんですよね。

委員長 嶋田委員が意見言っていたので、また検討したいとは思いますが、発掘を加えてしまうと、今度、古文書というのを新たに入れていたり、どんどんボリュームが文言が多くなっていってしまうので、だからそれを抜いて文化財の調査という形でまとめさせていただいたものではあります。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時00分 再開)

委員長 再開いたします。 嶋田委員。

嶋田委員 僕もいろいろ考えたいと思いますので、ちょっと時間をいただきたいと思えます。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、嶋田委員からもそういうご意見がありましたんで、また、私から今提案させていただいて、委員皆様のご意見も今後賜りたいと思いますので、今日改めて決定してしまうというのではなくて、また次回以降ということで持ち越しをしたいというふうに思います。 伴委員。

伴委員 そやけど一応3月というような区切りでは考えていただきたいなというように思いますんで、それだけ、メンバーも変わってきますんで、それだけ申し添えておきます。

委員長 一番最終段階としては、3月の開会中の委員会には変えるのか変えないのか、その辺ははっきりさせていきたいというふうに思います。

そうしましたら、本日のところは現在のタイトルで継続審査を出していただくということで、準備のためにまた後ほど休憩させていただきたいと思います。

それでは、この件については以上で終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 おはようございます。よろしくお願いたします。それでは各課報告事項(1) 斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案についてご報告させていただきます。

町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案につきましては、前回、11月の本委員会におきまして、奈良交通の実車試験運行結果から調整いたしました運行ダイヤ案をお示しをさせていただきますとともに、ダイヤ改正時期についても、令和2年、来年の4月1日から適用してまいりたい旨、あわせてご報告をさせていただいたところでございます。この度、12月3日(火)に開催いたしました地域公共交通会議におきまして、王寺駅への乗入れ、また、中央体育館敷地内への車両進入禁止に伴います町道4014号線、法隆寺線への運行経路の変更等、町コミュニティバス実証運行の再編にかかります協議内容についてご承認をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。

それでは、地域公共交通会議で承認をいただきました内容等につきまして、地域公共交通会議にお示しした資料により、ご説明を申し上げます。

資料1-1 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）をお願い致します。本証明書につきましては、9月の委員会にお示しをさせていただいて以降、運輸支局との調整等によりまして、記載する箇所が変更となっている部分はございますけれども、内容については、基本的に変更はございません。今回、協議が調いました町コミュニティバスの実証運行に係る再編の内容といたしましては、1. 協議が調っている路線として、王寺駅への乗入れによりまして、王寺駅北口ロータリー内において、新たに運行経路を追加すること、並びに運行経路を法隆寺線に変更することによりまして中央体育館から服部の区間を運行休止区間とすることに加えまして、新設する小吉田東から斑鳩町役場の区間を運行新設区間として新たに新設をする、というものでございます。

また、3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法の（2）適用方法につきまして、奈良交通株式会社の笠町から王寺駅までの競合する区間において、同社が設定している普通旅客運賃について、乗降客数分を町が別途負担することといたしますとともに、5. その他といたしまして、町コミュニティバス路線の王寺駅停留所の追加と、中央体育館及び服部停留所の廃止、また、小吉田東停留所を新設する、というものでございます。

この協議により適用となる新たな路線図は資料で、本日お配りをしております資料1-2、また、新たな路線図に適用となります運行ダイヤにつきましては資料1-3となっております。路線図は、9月の本委員会において、ダイヤにつきましては、前回、11月にお示ししたのものから、基本的に変更はございませんので、説明のほうは割愛をさせていただきたい、このように思います。

資料1-1にお戻りをいただきたいと思います。6. 適用する期間でございます。今回の見直しにつきましては、来年、令和2年4月1日からの適用としてまいります。

続きまして、資料1-4をお願いいたします。斑鳩町コミュニティバス新設及び廃止停留所の資料でございます。バス停の位置及び現況写真をお示ししております。1ページは王寺駅停留所でございます。王寺駅北駅前広場の西日本JRバスのりば停留所の場所に、町コミュニティバスの停留所を設けてまい

ります。2ページ・3ページでございます。こちらは小吉田東停留所でございます。2ページ目は北行き、3ページ目は南行きの停留所となります。それぞれ、縁石ブロックを写真の黄色の線でお示ししておりますとおり、切り下げを行いまして停留所としてまいります。4ページをお願いします。前回の本委員会でご報告を申しあげました東老人憩の家の第4便目専用の停留所でありませぬ。また、廃止する停留所といたしまして、5ページに服部停留所、裏面6ページには中央体育館停留所の写真をお示しをしております。あわせてご確認いただければ、このように思います。

続きまして、資料1-5をお願いいたします。12月2日付で提出をいただきました「当町コミュニティバスの王寺駅乗入れを容認する王寺町長名の回答書」の写しでございます。こちらの回答につきましては、9月の本委員会で王寺町担当部長様のお答えをお示しをいたしました。今回、その後の王寺町様との協議によりまして、一部内容が変更となっておりますので、その相違点をご説明させていただきます。まず、1番として、乗入れを容認する期間が追加をされております。容認する期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとされております。こちらに関しましては、乗り入れの期間を永久的なものとするのではなく、条件の4番に新たに示されておりますけれども、毎年度、運行計画を斑鳩町から提出をさせていただき、1年毎の更新をすることによりまして、双方においてその手続きを失念することなく、毎年度その内容等の確認もすることとしたことによるものでございます。その他、2番目でございます。乗入れ時間につきましては、前回の王寺駅に乗り入れる、前回は王寺駅に乗り入れます4便の各時刻を記載をしておりました。その部分につきましては、乗入れの可能時間としての記載に変更となっております。また3番につきましては、駐停車場所の指定に加えまして、運行経路についても王寺町において指定することとされております。

最後に、資料1-6でございます。こちらのほうは、今回の協議により変更となります、斑鳩町コミュニティバス実証運行計画（変更案）となりまして、今回の王寺駅に乗り入れ等再編に関する変更内容を運航計画に反映させたものでございます。後ほどご確認いただければ、このように思います。

以上が、12月3日の地域公共交通会議に提出をいただきました資料及び承認をいただきました内容となっております。

つきましては、本協議が整ったことの証明をもちまして、運輸局等への申請手続きを行ってまいりますとともに、運行開始に向けました準備、あるいは関係機関等との協議・調整等についても、引き続き行ってまいります。

さらに、住民や利用者みなさんにわかりやすい周知ができますよう努めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくご報告申し上げます。

以上、斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案についてのご報告といたします。よろしくご報告を申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小城委員。

小城委員 このコミュニティバスなんですけども、今言うべきかわからないんですけども、4月から運行になって、4月の実人数、延べ人数、5月の実人数、延べ人数とかっていうのは調査するつもりですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 こちら、新たな路線として王寺駅乗り入れ等してまいります。これまでから議員の皆さんからおっしゃっていただけてますように、利用促進という中で今回見直しもさせていただいたところがございますし、王寺町からも検証は必ずするよというようにも言われております。当町といたしましても、今回の見直しにかかる利用促進が図られているのかどうか、あるいはどういった利用者の変動があるのかどうか等々は、当然調査はしていく必要もございまして、していくつもりでございますので、よろしくご報告いたします。

小城委員 ありがとうございます。しっかりと調査していただいて、大事なところは実人数かなと思いますんで、延べ人数だと同じ方が利用されてて、延べで出されても、この190円という補助が出てるんで、その辺はしっかりと調査していただいて、ご報告していただきたいと思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 今の答弁で、王寺町からしっかり検証するように言われているとか、おっしゃってましたけど、それどういう意味ですか。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 先ほど課長から答弁させていただいたんですけども、この事業について、斑鳩町としてもしっかりと検証していかなければいけない、これ全体の事業ですね、そして王寺町としてもそういったものをご報告いただいて一緒にいろんなことを見ていきましょうということですので、あくまでも両方ともそういった事業について常に見ていきましょうということで王寺町さんのほうとも協議がととのっておりますんで、そういった形で課長から答弁させていただいた次第でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)少人数学級編成方針の考え方について、理事者の報告を求めます。安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは、各課報告事項(2)少人数学級編成方針の考え方について、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

はじめに、1.趣旨であります、町費講師を配置して行う町の少人数学級編成について、学校長は、学校の実情に応じて少人数指導やチーム・ティーチング、以下「少人数指導等」と言いますが、により授業を行ったほうが、効果が得られると判断した場合は、少人数学級編成を行わずに、その町費講師を活用して、少人数指導等により学年運用することができるようにするものでございます。これを実施しようとする背景でございますが、小学校4年生あたりになりますと、抽象的な学習内容が増えてまいります。低学年におきましては、身近な具体的な物事が中心になっておりますけれども、4年生あたりになりますと、例えば、算数の分数であるとか、理科の電気に関すること等々につきま

しては、具体的にイメージしづらい抽象的な内容が増えてくるというものでございます。こうした学習内容が増えるのは、この時期に抽象的思考が育ち始めるからで、成長には個人差がありますので、つまずいてしまう児童も少なくないと言われております。また、抽象的思考の発達によりまして、不安を感じやすくなる、自分と周囲を比べて自信を失ったりしやすくなるということも言われております。こうしたことから、算数等の授業で学級を分割して授業を行う少人数指導や、ひとつの学級に2人の教員が入るチーム・ティーチングで、教員と子どもの距離が近くなり、児童一人ひとりの学習の定着の度合いを把握しやすくなる、また、子どもたちもわからないところが尋ねやすくなるということで、つまずきや不安の解消に努めていきたいというふうに考えております。

そうしたことから、より柔軟に学習内容ができるようにしようとするものでございます。

次に、2. 現行の学級編制基準でございますが、表1に記載のとおりとなっております。小学校・中学校の全ての学年におきまして、国の基準を上回る町独自の学級編制基準を設けております。その下には表2といたしまして、現行の場合の学級編制をお示ししております。学年ごと、児童数に応じて、上段に国の基準に基づく学級数と1学級あたりの平均児童数、下段には、町の基準に基づく学級数と1学級あたりの平均児童数を記載しております。この例では、1年生から5年生まで少人数学級編制を実施した場合ということでございます。

次に、矢印の下でございますが、学校長が、4年生と5年生については少人数指導等により授業を行う方が効果が得られると判断した場合として、表3のほうに記載をしております。1年生から5年生のうち、4年生・5年生では少人数学級編制を行わずに、少人数指導等を行う形になっております。

なお、この考え方に基づく少人数学級編制、また少人数指導等につきましては、来年度から実施したいと考えておりますが、委員皆様方のご意見をいただければというふうに考えております。

以上、少人数学級編制の考え方についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 学習の度合いに応じて、1クラスの中で2つに分けて指導を行うという方法
なんですか、要は。

委員長 安藤教育委員会総務課長。

教委総務 学習の度合いってというか、授業ですね、子どもたちの学習状況、レベルでは
課長 なくてですね、授業によって2つに学級を割ると、もしくは1つの学級に2人
の教員が入ると、そのような形を考えております。

嶋田委員 具体的にはどんな感じですか。ぼく、ちょっと理解でけへんねんけど。

委員長 山本教育長。

教育長 今のご質問にお答えしたいと思います。いわゆる少人数指導、実際にわれわれが
学校に行かせてもらいますと、少人数学級編制で授業をしてるんですけども、
わからない子はおとなしく手を挙げないんです。少人数になってるんで、
担任の先生がその子にも注目しながらやるんですけども、わからない子は手を
挙げたいんですけども、恥ずかしいからじっとしてる。そういった子どもたち
がたくさんいます。従いまして、1人の教師が授業をします、そしてもう1人
の教師が入り込みをします。そしてわからない子どものそばへ行って、そばで
教えてあげる。マンツーマンで全部教えていくというものです。ですから先生
の授業に対してついていけないついていける子はいいんですけども、ついてい
けない子、そういった子をすべてカバーしたい。

少人数学級編制が効果がないというわけではございません。具体的話をしま
すと、今年の斑鳩西小学校、6年生なんですけども、やはり少人数学級編制、
5年までしてなかったんですけども、6年生することによってクラスの子ど
もたちがぐっと落ち着いて成績も上がりました。そういった状況もありますの
で、これは学級、または学校長が判断してこのクラスは、やはり少人数学級が
いいと思ったらそれを実施して子どもたちの、もう一度学習体制を保存してい
くと、今、具体的な話ということもございましたんで、要するに2人の先生が
入って、わからない子どもの授業をカバーしていく、そのように考えていただ

きたいと思います。

もう1つは1つの教室に入っているんですけども、例えば算数と、この学級の子どもたちは、学年の子どもたちは算数と国語は苦手であると、算数と国語が苦手であるならば、算数と国語を2つのクラスに分けて授業に入っていく、そういうこともできるというのが少人数指導でございます。これは今、安藤課長が言いました「T・T」というのが1つのクラスに2人の先生が入って授業をしていく、もう1つは少人数指導というのは、1つの授業の中で特にこのクラスはこの教科とこの教科が弱いなという子に関しては、さらに分けて細分化して担任の先生が指導していく、これは子どもたちの状況によって学校が判断してくださいね、というものでございます。以上でございます。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時23分 再開)

委員長 再開いたします。 嶋田委員。

嶋田委員 趣旨はわかりますけども、なんか実験的なことでやっていこうという形であれば、子どもはモルモットやないねんからね、そういうことはやめていただきたい、子どものためを思って、育てるためにやっていくのであれば、必要なことだとは思いますが。とにかく実験的な感覚でやっていただいたら困ると、そのことだけ申しあげておきます。

委員長 横田委員。

横田委員 町費講師ということで、要はもっと人数が増えるということですか。講師の人数が。現状の姿でいけるんですか。

委員長 山本教育長。

教育長 基本は、教師の数は変わりません。

委員長

伴委員。

伴委員

教えとくんははれ。まず表の2の現行の場合の町基準ですね、学級数が4, 4, 4と。そして平均児童数も書かれている。下の表では4年、5年はこういう形で少人数指導にされた場合、学級数が減って、平均児童数は増えますわな。なんでこれ、今の説明で僕、理解できてませんねわ。こないなって学級数が減るのか、1クラスを2クラスに分けますねやろ。学級数が増えるんやったらわかるんやけど、まあ言うたら減る、このあたりもうちょっと理解できてませんねん、教えとくんははれ。

委員長

山本教育長。

教育長

現行は、少人数学級編制ですので、35人学級してますので、35人以上になることはございません。ただ、少人数指導になりますと、元の数、37名であれば37名の元のクラスになります。元のクラスに対して2人の教師が入ります。分けた場合は1人の教師で1クラス、1クラスで見ていくんですけども、分けないので、2人の教師が入るということです。以上です。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時25分 再開)

委員長

再開いたします。 伴委員。

伴委員

今のやつは、国基準になるということでわかりました。これ2.のところに小学校・中学校で学級編制、これ小学校って、上の表、小学校とは書いてませんねけど、表は小学校になってますが、中学でも考えらるのか、ちょっと教えてください。

委員長

安藤教委総務課長。

教委総務課長 中学校も同様にですね、少人数指導という形、国の制度ではそういった取り組みもされてますので、中学校も学校長の判断によりますけれども、実施のほうは考えられると思います、以上でございます。

伴委員 あのですね、中学校がこの少人数指導に合わへんとは言いまへんけど、中学校は科目ごとにちやう先生ですわな。小学校の場合は、僕らのときは担任の先生がほとんど、どの科目も教えてくれはりましたわ。全然先生とのかみ合わせが違ふ、これクラスが変わったりすると、小学校の場合やったらある程度イメージはわきますねんけど、中学校で科目が変わってきて、なんでか言ったら、その先生、同じ社会の先生やったら社会の先生が1組に行ったり、2組に行ったり、3組行ったりしはりまんが。ところが同時に全部のクラス教えれるようなわけですから、それ考えていったら、中学校でこんなんできまんの。

委員長 山本教育長。

教育長 おっしゃるとおりで、県に対して県の少人数指導もらうときには前もって学校と、校長と相談しまして、何の教科の少人数指導がほしいと、いわゆる英語の力をつけたいと言っている、英語力をつけたいということですので、1年、2年、3年通して英語の教師が欲しいということになりましたら、英語の教師が1年生、2年生のすべての教科に入っていく。理科でしたら理科の教師という形でもらい受けるときに、その専門の教科を取りに行くという形になっております。

委員長 他に委員さん。 小城委員。

小城委員 この表3のところの、これ表3では4年生、5年生が少人数指導っていう形になってますけど、年度始まってからクラスが変わったりとか、2年生の時はいけてて、3年生になってちょっとしてから、このクラスで問題が発生したとかっていう場合は、そういったところには臨機応変に対応はできるんですか。年度はじめに決めてしまうと、その学年はちょっと無理っていう形になるのか、その辺教えていただければと。

委員長

山本教育長。

教育長

少人数指導と少人数学級編制を入れ替えるということですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長

これは基本できないと思います。クラス替えというのは基本認めておりませんので、それは無理だと思います。

小城委員

例えば、そこに補助的に先生を入れるとかというような対応はできるということですか。クラスは変えないで。

教育長

今現在も議員の校区の学校におきましても、教頭が入り込みとか、それから専科で入っておる教師が入り込むとか、そういう形の対応はさせていただいております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

そしたら私のほうも確認させていただきたいんですけど、いろいろ事情は聞いてますんで、こういう方式を取りたいということですけども、きちっとやっぱり確認しておきたいのは、まず町のクラス編制の基準を後退させるものではないという、この点の認識についてお答えいただけますか。

山本教育長。

教育長

後退させるものではございません。

委員長

先ほど安藤課長のほうで、中学校でも場合によってはそういう対応の仕方があると答えてはりましたけども、少人数指導やること自体別に問題ではないんですけど、それに伴って、学級の編成人数が増えるという、その変更を伴うということも含めてになってきますと、今、4年生、5年生でということを示し

ていただいていますと、それが無制限に広がっていくような、そんな捉え方を今したんですけども、町はそこは、範囲はどういうふうに考えてはるんですか。

教育長 無制限ということにはならないかと思えます。と言いますのは、これは必ずしも少人数授業をしなくてはならないとか、また、編制をしなくてはならないというものではなくて、学校全体、その学年の状況、クラスの状況を見て考えるので、実態に即して考えておりますので、無制限にということではないと理解しております。

委員長 そうしますと、今、4年生、5年生でということ考えて、次年度たぶんそうだと思うんですけれども。

これ、だから低学年でも場合によってはそういう対応するというのも考えられるということでしょうか。

教育長 基本、1年生、2年生は幼稚園から、保育園から上がってきた子どもたちですし、そういったこともあります、学齢期の問題もありますので、基本1年生、2年生に限りましては、学級編制でいきたいと、そのように考えております。

委員長 そうすると、3年生から中学生まで含めて、そういう柔軟な対応をしたいと考えてるといふのは、はっきりと言うといてください。

教育長 そのとおりでございます。ただ、課長がいました、4年生からといいますのは、今、文科省の調査でもそうなんですけども、4年生になりましたら、抽象的な思考がという話もありました。いわゆる、抽象的な思考になりますので、塾へ行く子も増えてまいります。それと不登校もぐっと増えるのは小学校4年生からなんです。そのことを鑑みて、やはり、授業がわからないことイコール非行化、また斑鳩町では考えられないですけども、非行化また不登校化というのが顕著に数字で出てますので、やはり4年生からは重点的に見直しをはかっていきたいという意味で安藤課長は4年生からと例を挙げていただいたんですけども、基本は3年生からは考えております。

委員長 あとですね、ちょっと意地悪な言い方しますけども、それでしたら、35人学級編制を行ったうえで、少人数指導を行っていく、それが一番望ましいと思うんですけど、それはできるんですか。

教育長 現行では、講師の数の増は考えておりませんので、基本35人編制をしたうえで、さらに学級増となりましたら、かなり講師の需要を増加させるということになりますので、いま現在は考えておりません。

委員長 そこ、一番肝心なところやと思うんです。これまで予算とか決算の審査の中でも、町費講師を確保することの大変さというのはずっと言ってきたんで、そのこともちゃんと言っておいてくれないと、そのことを抜きにこの方針というのは了解できませんよ。それやったら増やしたらええじゃないですかとなるじゃないですか。ですので、もう一度きちっと言っというてもらえますか。

教育長 ご指摘のとおりです。今、県費の講師が見つからないんです。ですから、県内、県費の講師が見つからずに、担任不在の市町村がたくさんございます。

斑鳩町はそうならないように、町教委と学校長が協力して講師をあたってる、なんとか埋めてるといふところなんですけども、町にあたりましては、県費の講師が先に埋まってしまう状況にありますので、町費で見つけるといったら至難の業です。しかるに町費の講師で、じゃあ誰でもいいのかとなりましたら、子どもが不利益を被るような講師はやはり避けていきたい、できるだけいい、子ども大切に作る講師をと考えますと、ご指摘がありましたように、町の講師を探すのはすごく難しい状況にあります。

委員長 この間、なかなか教師になりたいという人自体が少なくなってきたというところで、非常に教師の人数も質も確保するのが大変になってきているという状況はお聞きしていますんで、そういった中でやはり学校のほうで現場を見て、判断してそういった編制をしていくという対応は必要なことだというふうに思いますんで、町の考え方については特に反対はいたしません。ただ、基準の後退になるって言う点については心配していますんで、この点については注意して運営していただきたいというふうに思います。

他の委員さん、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(3)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、理事者の報告を求めます。本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 それでは、各課報告事項(3)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果につきましてご報告をいたします。

資料3をお願いいたします。協働のまちづくり活動提案制度につきましては、行政と、その目的や目標を共有する団体が、時代のニーズに合った新しい活動をつくりだそうとチャレンジする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的としております。今回、来年度、令和2年度の活動提案事業につきまして、本年9月2日から10月25日までの間で募集をいたしましたところ、2団体から応募がございまして、11月6日に開催されました選考委員会において、書類審査並びに公開プレゼンテーションの内容等から総合的に審査をいただいたところでございます。その結果を受けまして、令和2年度の提案事業として、資料3にお示ししておりますとおり、2事業を採択させていただいたところでございます。

なお、各団体には、11月26日付で審査結果を通知をさせていただいておりますけれども、当該補助金につきましては、令和2年度一般会計予算に予算計上をさせていただきまして、予算案の議決をいただきました後に、補助事業として認定をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、協働のまちづくり活動提案事業(令和2年度実施事業)の選考結果につきましてのご報告とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 これは2事業の応募があつて、2つとも採用したということですか。例年ならもっと事業が多かったように思うんですけども、そこらへんの兼ね合いというのはどんな感じですねやろ。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 嶋田委員さんおっしゃっていただいております、昨年度は4件の採択をさせていただいております。応募は4件でございました。今年度につきましては、令和2年度の事業といたしまして、2団体から応募がございまして、2団体を選考委員会での審査結果にもとづきまして採択をさせていただいたところがございます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 今までこれ何年と、何年間かやっていただいでて、今ちょっと関連するかも分かりませんが、今までの団体さんが、その後活動をちゃんと続けていっていただいでおられるのか。そのあたりは町は把握されてるのか、もうそれで終わられたらもう終わってしまってるのか。実際は続けていっていただくというのは、僕のイメージなんですねけど、ちょっとそのあたり分かってる、たぶん調査されてると思いますねけど、教えていただけますか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 この制度でございますけれども、平成28年度から事業、補助金制度、この制度を開始しております。これまでに今年度分、次年度の採択を含めましてこれまでに19事業の採択をさせていただいております、あわせて補助もさせていただいてると。そのうちの15事業、15団体のほうが既に単独で自立して活動を継続していただいでいると。うち2事業が継続ということで補助を受けながら継続いただいでいる。残念ながら2団体、2事業につきまして、既に解散をされているというような状態となっております。

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長

暫時休憩します。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長

再開いたします。そうしましたら10時55分まで休憩いたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時55分 再開)

委員長

再開いたします。

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 仲村総務課長。

総務課長

総務課のほうから1点ご報告を申しあげます。消防関係の年末年始の行事予定についてでございます。

斑鳩町消防団では、毎年行っております年末特別警戒パトロールにつきまして、本年も12月28日(土)から30日(月)まで3日間実施をいたします。また、令和2年斑鳩町消防団出初め式を、新年1月5日(日)午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行いたします。委員皆様には案内状をお送りさせていただいておりますが、ご出席賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上、消防関係の年末年始の行事予定につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

福居財政課長。

財政課長

財政課から1点、業務システムの障害について、ご報告申しあげます。

本町が利用している業務システムの一部において、今月4日の午前11時頃から障害が発生しており、現在も復旧できていない状況となっております。障害のあったシステムは、後期高齢者医療システムと固定資産税登記課税連携システムであり、一部、窓口での影響が生じているものもでございます。障害の原因としましては、当該システムを提供する、日本電子計算株式会社のデータセ

ンター内の機器が故障したことによるもので、全国の利用自治体のうち約50団体において同様の影響が出ております。現在、提供業者にて早期復旧をめざし作業をすすめているところであり、当町においても、可能な限り住民の皆様にご迷惑をおかけしないように、引き続き対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、業務システムの障害につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 私のほうから、前回、災害時における段ボール製品の調達に関する協定書、写しを出してくださいということで出していただきました。その中で、第3条の文書、途中から「緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする」と、これは災害時、緊急時やからそれはそんでええんですけども、そのあと第5条の3「乙は、搬送終了後、速やかに措置状況報告書により甲に報告するものとする」と。これも報告書、ペーパーですわな、出して報告するやけど、こんな、災害時ドタバタしてる時に報告書出すんやなしに、口頭でやって、あとで報告書出すいうふうなこと、結局臨機応変にはやっていただけのわけですわな。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 最終的に、後日、経費の精算時に搬入数量等を確認するために、最終的には文書を出していただくということになっておりますが、すみやかにということでございますので、そういったところについては臨機応変に対応をしてまいりたいということで考えております。

嶋田委員 それで第9条ですねんけども、「情報を共有するとともに」、甲・乙がね、この情報を共有するというのはどういうことなんですか、どういう情報を共有するということなんですか。

総務課長 こちらの第9条関係で考えております、この「情報の共有」ということで、「この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有する」ということで書いてございますが、こちらにつきましては、どこに物資を搬入していただくかということが重要になってまいりますことから、平時からどのような施設が避難所に指定されてるかどうかなどということを情報共有していくこととともに、また災害時におきましては、使用した物資の回収等の関係もございまして、どの避難所を開設してるのかと、いつまで開設をするのか、そういった情報を共有していくということを想定をしているところでございます。

嶋田委員 わかりました。それと第11条ですね、これ、どういう意味ですねやろ。「この協定は、甲及び乙が別に締結し、又は締結している協定を妨げるものではない」と書いてあるの、これ、どういう意味なんですか。

総務課長 こちらの趣旨といたしましては、今後、それぞれがですね、同種の内容の協定を重ねて他の事業者や組合と締結する、すみません、事業者側としては他の市町村と協定を締結するということを妨げるものではないということを確認する趣旨の規定でございまして、独占的に災害時に段ボールベットを調達する意味ではないということを確認をするという条文でございます。

嶋田委員 わかりました。協定書については以上なんですけども、あとですね、今定例会の5日の日に、溝部議員が一般質問されました。その中でですね、幼稚園のことですか、質問されまして、その中で、一般の担当、園児の中には発育段階

やから色々支障が出る子もいてるから補助員をつけるということで、その補助員が休まれたら担任の教諭がしんどいというふうなことを「よく聞く」というふうに質問されてきてんけれども、その「よく聞く」ということですか、それが多々あんのかどうか、そこらへんちょっと教えてください。

委員長

すみません、いま嶋田委員から質問ありましたけども、私からも、当日、総務委員さん以外の方からお2人、一般質問で町立幼稚園のことを取り上げられておられまして、状況について総務委員会としてもきちっと把握しておきたいなというふうに思いますので、その状況の報告もあわせてお願いできますか。
安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

町立幼稚園に関しましてですね、お2人の議員さんから一般質問いただきまして、教諭の配置の状況に関してと、そして特別支援の担当の教員の配置の状況のことというふうに認識をしております。まず配置につきましては、基準どおり年少児は20人に対して教員が1人、そして年中児・年長児は35人に対して教員が1人を配置しておりまして、現状もその基準どおり配置をしているところでございます。また、特別支援の担当の講師でございしますが、各園に3人ずつ、斑鳩幼稚園につきましては短時間勤務を希望する者がおりますので、実質5人がローテーション組んで入っているという状況でございします。この特別支援の担当の講師が家庭事情等々で休む時もございします。ですので、実質3人分の支援がない時があったということなんですけれども、斑鳩幼稚園で見ますと、2学期でそういう日が2回あったということございします。そういう時には教頭もしくは園長ですね、等々がそこへ支援に入るという対応とっておりますので、全くそこの欠員になってるという状況でないということございします。状況といたしましたら、以上でございします。

嶋田委員

あのね、よく聞くということですか。おっしゃったんがね、ということは、よく聞くということは、ひとつの箇所ですらそういう事象が多々あるのか、それとも3つの園でそういう事象があつて、まわりから全部よく聞くか、そこらへんはわからないんですけれども、そういう、3園含めてそういう事象いうんですか、担任がしんどいと思われる事象があつたのかどうか、それをお聞きしたんで

す。せやから、2学期に2回あって、担任がしんどい思われるのは、それは勝手なんですけれども、それを「よく聞く」いうことをおっしゃってたから、そこらへんどうかなと。人員配置に問題があんの違うかと、そうふうなことも想定されるわけですよってに。そこらへん、もう他の園ではないんですか。

教委総務
課長

ローテーションを組んで、特に斑鳩幼稚園の場合なんですけれども、ローテーション組んでやっております。ですので、入れ代わり立ち代わりというところもございます。その「よく」というのは、その5人でまわっております、実際のところ同じ日に休むと、家庭事情で休むということがあった、続いたということでございます。それは、やはり続いたということは好ましくないということで園長から、休みのとり方というのをきちんと指導するように園長には伝えております。それが実際どうであったのか確認しました。そしたら2学期に2人分しかなかったというのが2回あったというのが実態でございます。

委員長

暫時休憩します。

(午前11時06分 休憩)

(午前11時07分 再開)

委員長

再開いたします。

いま、委員から確認されているのは、斑鳩幼稚園について2学期で2日、そういう3人体制じゃない状況があったということで報告いただきましたけど、東幼稚園とか西幼稚園でも3人体制じゃない日があったのかどうかは確認されていますか。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

東、西については、そういうことはない。通常まわっているというふうに聞いております。

嶋田委員

一般質問の質問者は、人員配置のことでおたずねになって、「よく聞く」ということでおっしゃったんで、そこらへん、そしたらよく聞くんやったら多発してんの違うかと、人員配置に問題があんの違うかということで今改めて聞

かせていただきました。そういう事象が2学期中に2回ほどあったということなんで、それは人員配置は適正にされているんであろうと思いますけれども、そういうことで終わっておきたいと思います。

委員長

私のほうははっきり確認はしてないですけども、しわ寄せが来てしまった先生が、それを苦にされたのかどうかというところはわかりないですけども、辞めてしまったという、聞いてるんですけど、そんな事象があったんですか。

安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

そういった事象はございません。

委員長

幼稚園教諭の方で、この間、今年度入ってから辞められたという方はいらっ
しゃらないですか。

教委総務
課長

年度途中、そういった退職はございません。

委員長

そういう声をちょっとお聞きしたんで事実かどうか確認させてもらいました
けども、辞められた方はおられない。ただ体制的にやっぱり3人体制じゃなく
て、それ以外の方に負担がかかっているという状況もあって、町としては一般
質問の時も回答されていましたが、今後については体制について改善して
いこうというふうに考えておられてるのでしょうか。 山本教育長。

教育長

3人のところ5人でローテーションというところが非常に、先ほどの質問の
回答にもよく似てるんですけども、なかなか支援員の方が見つからない。それ
ぞれがそれぞれの時間帯を要望してこられますので、そこで調整を図って5人
ということになっておりますので、今現在考えておるのは、そうではなくて常
態で3人入っていただけるような方の採用をという形で考えております。

委員長

体制厚くしていただいて、やっぱり保護者の方に不安を与えないような体制
をとっていただきますように、総務委員会といたしましても強くお願いをして
おきます。

そうしましたら、その他について、他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前11時11分 閉会)